

福岡県歯科保健医療推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 福岡県における歯科保健医療に係る計画の策定及び推進に関する事項を協議するため、福岡県歯科保健医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福岡県における歯科保健医療に係る計画の策定及び推進に関すること
- (2) その他歯科保健医療事業の推進に関すること

(委員)

第3条 協議会の委員は、20名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 歯科保健医療関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他知事が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、第2条に掲げる事項についての専門的又は基礎的事項を検討するため専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、会長が指名する者をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福岡県保健医療介護部健康増進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成28年9月27日から施行する。